

令和6年第1回  
美唄市議会臨時会会議録  
令和6年1月11日(木曜日)  
午前9時58分 開会

11番 川上美樹君  
13番 松山教宗君

## ◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般報告
- 第4 議長報告
- 第5 市政報告
- 第6 承認第1号 専決処分の承認を求め  
る件(令和5年度美唄市一般会計補正  
予算(第8号))
- 第7 議案第1号 訴えの提起について
- 第8 議案第2号 美唄市手数料徴収条例  
の一部改正の件
- 第9 議案第3号 令和5年度美唄市一般会  
計補正予算(第9号)
- 第10 議案第4号 令和5年度美唄市国民健  
康保険会計補正予算(第2号)

## ◎出席議員(13人)

議長 谷村知重君  
副議長 楠徹也君  
1番 永森峰生君  
2番 伊原潤司君  
3番 江川いつみ君  
4番 海鉾則秀君  
6番 吉岡建二郎君  
7番 本郷幸治君  
8番 齋藤久美夫君  
9番 山上他美夫君  
10番 森明人君

## ◎欠席議員(1人)

5番 古賀崇之君

## ◎出席説明員

市長 桜井恒君  
副市長 土屋貴久君  
総務部長 猪谷憲恭君  
市民部長 松田公史君  
都市整備部長 清水真史君  
総務部総務課長 平野太一君  
総務部総務課長補佐 上村名津美君

## ◎事務局職員出席者

事務局長 門田昌之君  
次長 新宗晃君

午前9時58分 開会

●議長谷村知重君 ただいまより、本日をも  
って招集されました、令和6年第1回美唄市議  
会臨時会を開会いたします。

●議長谷村知重君 これより、本日の会議を  
開きます。

●議長谷村知重君 日程の第1、会議録署名議  
員を指名いたします。

8番 齋藤久美夫議員

9番 山上他美夫議員

を指名いたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第2、会期決定

の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

●議長谷村知重君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については朗読を省略いたします。

諸般報告について、ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、諸般報告を終わります。

---

●議長谷村知重君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。

議長報告について、ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、議長報告を終わります。

---

●議長谷村知重君 次に日程の第5、市政報告に入ります。

市長。

●市長桜井恒君(登壇) 令和6年第1回市議会臨時会に当たり、市政の主なものについてご報告申し上げます。

「美唄市豪雪対策本部の設置」について申し上げます。

降雪の状況につきましては、令和5年12月22日時点において、降雪量が6メートル4センチメートルに達し、過去最大の降雪量となった

令和2年度同日の4メートル85センチメートルと比較して約1.2倍となったことに加え、過去5か年の平均である3メートル71センチメートルと比較しますと、約1.6倍の状況となりました。

また、令和5年12月22日及び23日に2日連続で美唄市に大雪警報が発表され、21日深夜から23日午後12時までに1メートル28センチメートルの降雪があり、主要幹線道路の通行に支障が生じ、市民バスを運休するなどの状況となったところであります。

こうしたことから、道路交通網の確保や雪害等の発生に備え、全庁的な警戒体制をとるため、令和5年12月23日午後12時に「美唄市豪雪対策本部」を設置し、北海道へ除排雪支援を要請するなど、道路の除排雪について体制を強化したほか、高齢者宅や障がい者宅の見回りを行い、必要な対策を進めてまいりました。

また、公共施設につきましても、屋根の雪下ろしや敷地内の排雪などを実施してきたほか、市のホームページや地上デジタル放送、SNSなどを通じて大雪警戒情報の発信を随時行ってきたところであります。

その後、令和5年12月25日から29日までの5日間、北海道からの除排雪支援を受けるなど、関係機関・団体の皆様のご協力の下、無事、主要幹線道路等の一定の確保ができましたことから、令和6年1月9日付けをもって「美唄市豪雪対策本部」を廃止いたしました。

市としましては、今後とも市民の皆様の安全で安心な暮らしを守るため、国や北海道などと連携・協力の上、除排雪対策にしっかりと対応してまいります。

以上、申し上げます報告を終わります。

●議長谷村知重君 市政報告に対する質疑集約のため、暫時休憩いたします。

---

午前10時03分 休憩

午前10時03分 開議

---

●議長谷村知重君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本件については、別のご発言も無いようですので、これをもって市政報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に日程の第6、承認第1号専決処分の承認を求める件(令和5年度美唄市一般会計補正予算(第8号))を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井恒君(登壇) ただいま上程されました承認第1号専決処分の承認を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、専決第5号令和5年度美唄市一般会計補正予算第8号について、12月の観測史上最多を記録する大雪により、除排雪経費に不足が生じることから、必要な経費を計上したもので、急を要することから地方自治法の規定により、去る12月27日付けで専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額に、それぞれ3億2,000万円を追加し、補正後の予算総額を216億6,034万4,000円にしたものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げ

ますと、土木費に、安全な市民生活が図られるよう道路交通網を確保するため「除排雪事業」を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する地方交付税を計上し、財源対応をいたしました。

よろしくご承認いただきますようお願いいたします。

●議長谷村知重君 これより、承認第1号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**承認第1号専決処分の承認を求める件(令和5年度美唄市一般会計補正予算(第8号))**については、原案のとおり承認されました。

●議長谷村知重君 次に日程の第7、議案第1号訴えの提起について及び日程の第8、議案第2号美唄市手数料徴収条例の一部改正の件の以上2件について、一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井恒君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第1号訴えの提起についてであります。

本件は、相手方から貸借した南美唄地区の土地に仮置きをしていた公共工事に係る建設発生土について、原状回復業務を実施していたところ、相手方が契約地の搬出口に車両を存置して工事を妨害したことにより、建設発生土の搬出が不可能となり、重機リース料等への損害が発生したことから、市が被った損害額の賠償を求めることについて、訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第2号美唄市手数料徴収条例の一部改正の件であります。

本件は、戸籍法の一部を改正する法律及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和6年3月1日に施行されることに伴い、戸籍謄本等の広域交付等が可能となることから、必要な改正を行うものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長谷村知重君 ただいま提案理由の説明がありました議案第1号及び議案第2号の以上2件については、大綱質疑にとどめ、所管の委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これより、議案第1号及び議案第2号の以上2件について、一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第1号は総務・文教委員会に、議案第2号は産業・厚生委員会に、それぞれ付

託の上、審査することにいたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第9、議案第3号令和5年度美唄市一般会計補正予算(第9号)及び日程の第10、議案第4号令和5年度美唄市国民健康保険会計補正予算(第2号)の以上2件について、一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井恒君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第3号令和5年度美唄市一般会計補正予算(第9号)であります。

本件は、第1条歳入歳出予算について補正しようとするものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額に、それぞれ6億5,000万円を追加し、補正後の予算総額を223億1,034万4,000円にしようとするものであります。

補正内容につきましては、歳出から申し上げますと、総務費には、ふるさと納税の増額分について特定目的基金へ積み立てる「基金積立金」を、商工費には、ふるさと納税の寄附者への返礼品等に要する費用の不足分を増額する「特産品情報発信促進事業」を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する、寄附金を計上し、財源対応をいたしました。

次に、議案第4号令和5年度美唄市国民健康保険会計補正予算(第2号)であります。

本件は、第1条歳入歳出予算について補正しようとするものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額に、それぞれ2,000万円を追加し、補正後の予算総額を30億5,318万5,000円にしようとするものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、高額療養費が当初の見込みより増額となることから、「一般被保険者高額療養事業」を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する道支出金を計上し、財源対応をいたしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第3号及び議案第4号の以上2件については、大綱質疑にとどめ、後ほど設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思いをいたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより、議案第3号及び議案第4号について、一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第3号及び議案第4号については、12人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いをいたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ただいま設置されました、予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

永森峰生議員、伊原潤司議員、  
江川いつみ議員、海鉾則秀議員、  
吉岡建二郎議員、本郷幸治議員、  
齋藤久美夫議員、山上他美夫議員、  
森明人議員、川上美樹議員、  
楠徹也議員、松山教宗議員

の以上12人の議員を指名いたします。

この際、総務・文教委員会、産業・厚生委員会及び予算審査特別委員会を開催のため、休憩いたします。

---

午前10時13分 休憩

午後 2時25分 開議

---

●議長谷村知重君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

この際、総務・文教に付託されておりました議案第1号訴えの提起について、産業・厚生委員会に付託されておりました議案第2号美唄市手数料徴収条例の一部改正の件及び予算審査特別委員会に付託されておりました議案第3号令和5年度美唄市一般会計補正予算(第9号)及び議案第4号令和5年度美唄市国民健康保険会計補正予算(第2号)について、委員長報告を日程に追加いたしたいと思いをいたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告を日程に追加することに決定いたしました。

●議長谷村知重君 これより、委員長報告に入ります。

議案第1号訴えの提起について、ないし議案第4号令和5年度美唄市国民健康保険会計補正予算(第2号)の以上4件を、一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第1号について、森総務・文教委員長。

●総務・文教委員会委員長森明人君(登壇)

ただいま議題となりました議案第1号訴えの提起について、総務・文教委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、1月11日、委員会を招集して、審査いたしました。

議案第1号に対する質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

訴えの相手方は、南美唄地域や東明地域に多く土地を持っており、訴えを起こすことで、その土地に暮らしている地域住民の方々に影響が出ないよう配慮が必要ではないのか。また、授権事項に和解又は請求の放棄と書かれていても、議会の議決が必要となるという認識でよいのか、との質疑に対し、昨年、除排雪に関しても、相手方から地域の方々に対して迷惑をかけないとした内容が配られたということもあり、地域住民への影響はないと考えるが、地域住民の暮らしを守ることを前提に裁判を進めていきたいと考えている。また、上告や和解などの手続が必要になった場合に

は、地方自治法の規定による議会の議決等は当然必要なものと認識している、との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第1号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきませう、お願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に、議案第2号について、齋藤産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員会委員長齋藤久美夫君(登壇) ただいま議題となりました議案第2号美唄市手数料徴収条例の一部改正の件について、産業・厚生委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、1月11日、委員会を招集して審査いたしました。

議案第2号に対する質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

改正の趣旨の中で、戸籍謄本等の広域交付等が可能になるとのことだが、本籍が違う方についても、住んでいる市町村で交付ができるのか、との質疑に対し、今までは本籍地のみ限定されていたが、令和6年3月1日から広域交付制度が始まり、戸籍・除籍謄本の交付が本籍地以外の市町村の窓口においても可能となる、との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第2号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきませう、お願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に、議案第3号及び議案第4号について、齋藤予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長齋藤久美夫君  
(登壇) ただいま議題となりました議案第3  
号令和5年度美唄市一般会計補正予算(第9号)  
及び議案第4号令和5年度美唄市国民健康保険  
会計補正予算(第2号)について、予算審査特別  
委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申  
し上げます。

経過といたしまして、1月11日、委員会を招  
集して審査いたしました。

結果といたしまして、議案第3号及び議案第  
4号の以上2件については、原案のとおり可決  
すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきま  
すようお願い申し上げます、報告を終わら  
します。

●議長谷村知重君 これより、議案第1号につ  
いて質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第1号訴えの提起**については、  
委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第2号について質疑を行いま  
す。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第2号美唄市手数料徴収条例の  
一部改正**は、委員長報告のとおり**決定**されま  
した。

これより、議案第3号及び議案第4号につい  
て、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第3号令和5年度美唄市一般会  
計補正予算(第9号)及び議案第4号令和5年度  
美唄市国民健康保険会計補正予算(第2号)**は、  
委員長報告のとおり**決定**されました。

---

●議長谷村知重君 以上をもちまして、本臨  
時会に付議されました案件は議了いたしまし  
た。

これをもって、令和6年度第1回美唄市議会  
臨時会は閉会いたします。

---

午後2時35分 閉会

